

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 1 号
件 名	情報公開請求がなされた場合の適切な取扱いを求めることについて
要 旨	<p>新潟市のホームページ「新潟市情報公開制度」には、市が保有する情報は公開することが原則ですが、特定の個人が識別できる情報等は公開できませんと掲載されている。</p> <p>新潟市情報公開条例第6条（6）に該当しなければ、行政文書を公開しなければなりません。</p> <p>現状は、決裁書類を請求しても、広聴相談課は、起案用紙1枚だけの開示、監査委員事務局では、決裁文書は起案用紙に添付されている別添文書も開示する。「別添文書は必要ない」と申し入れても、分離できない文書であるとして開示する。</p> <p>開示する文書は、保存してある文書をそのまま、手を加えることなく開示しなければならない。「令和3年 市長への手紙管理表」の開示を求めたら、文書名が書かれていないものを開示された。以前は「H29 市長への手紙管理表」等と文書名が入っていた。さらに、以前は「送信投函日」等の項目が多数あった。開示された文書の処理内容欄に「市長名文書回答」と記載されていたので、担当課に確認した。担当課は「メールを受理し、担当課からメールで回答した」と答えた。担当課がメールで回答した後、さらに市長名の入った文書を送付したのでしょうか。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 ） 第4項</p> <p>令和4年9月15日</p> <p>総務常任委員会</p>
受 理	令和4年9月2日 第242号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 情報開示請求があったときは、原則として開示すること。2 担当課によって対応が分かれることなく、担当課を越えた市の統一した基準を決め、実行すること。3 開示する文書はそのまま開示し、開示できない部分は黒塗りにすること。4 開示する文書を加工して開示しないこと。
--	---